

宝塚市立文化芸術センター 市民サポーター 市民サポーター活動グループ 実施要項

1. 目的

宝塚市立文化芸術センター（以下、「施設」という。）では、市民の皆さまに支えられ、共に成長する施設としていくために「市民サポーター制度」を設け、施設内外での様々な活動を通して施設を支えるグループを「市民サポーター活動グループ」とする。市民サポーター活動グループ登録者（以下、「登録者」という。）は、施設の業務をサポートするとともに、施設を舞台とした人々の交流の促進、市民の施設を誇る気持ちの醸成、まちの魅力発信、価値向上を目指し活動する。

2. 活動内容

市民サポーター活動グループの活動内容は、以下のとおりとする。

・ライブラリーの図書整理、館内装飾の補助、市民花壇の植栽の管理補助、センター主催のイベントの制作補助、その他施設の業務のサポートをする。

3. 活動場所

原則として施設敷地内とする。ただし、必要に応じて敷地外で活動を行う場合もある。

4. 活動日・活動時間

基本の活動は、開館日・開館時間とする。ただし、必要に応じて休館日に活動を行う場合もある。

5. 支援

施設は、市民サポーター活動グループの支援として、以下のことを行う。

(1) 施設の負担で、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済に加入する。

※兵庫県ボランティア市民活動災害共済プランはボランティア活動中（往復途中を含む）の事故等によるケガや損害賠償責任を保証するもの。

(2) 活動時に着用する所定の名札を提供する。

6. 募集及び選考方法

市民サポーター活動グループの募集及び選考方法は、募集要項により別途定める。

7. 登録

(1) 施設は、募集要項に定める募集及び選考方法に従い、新規もしくは継続の登録方法は募集要項により別途定める。

(2) 施設は、登録者に所定の名札【5. 支援 (2) に記載の名札】を提供し、活動時の着用を義務づける。

8. 登録期間

登録者の登録期間は、登録日から登録された日の属する年度の末日までとする。

9. 登録更新及び変更

登録期間満了後の自動更新は行わない。新規もしくは継続の登録方法は募集要項により別途定める。

10. 登録の取消し

- (1) 本人が希望するときは、登録を取消す。
- (2) 登録者が次の①から⑨のいずれかに該当した場合、登録を取消す場合がある。
 - ①活動中に施設の規則及び指示に従わなかった場合。
 - ②活動中に政治的活動を行った場合。
 - ③活動中に宗教的活動（布教活動など）を行った場合。
 - ④活動中に故意に他者もしくは器物などに危害を加えた場合。
 - ⑤活動中に故意に特定の商品などの販売促進活動もしくは加入の勧誘を行った場合。
 - ⑥活動中または移動中に、故意に他の者に迷惑行為を行った場合。
 - ⑦活動中に他の登録者や来館者、施設職員などに対しハラスメントに該当する行為を行った場合。
 - ⑧施設もしくは他の登録者などに対し誹謗中傷を行うなど、施設がその行為を不適切と判断した場合。
 - ⑨その他、施設が不適切と判断した場合。
- (3) 上記（1）及び（2）に該当し取消しがなされた場合、施設は、当該人に対しその旨を通知するとともに所定の名札の返還を求める。

11. 報酬

無償を原則とする。

12. 保険

施設は、登録者を兵庫県ボランティア・市民活動災害共済プランに加入させ、その経費を負担する。

【5.（1）に記載／再掲】

13. 交通費・食費

交通費・食費は支給しない。

14. 施設の関与

施設は、市民サポーター制度 市民サポーター活動グループに関する下記の事項を担当する。

- (1) 市民サポーター制度自体の創設、改正及び廃止を行う。
- (2) 登録者の選考・登録及び取消しを行う。
- (3) 登録者に対し、活動の依頼・指示を行う。
- (4) 不測の事態の対応に関し、施設の関与が必要と考慮される場合については、施設が判断・実行する。

15. その他

この実施要項に定めるほか、市民サポーター活動グループの実施に必要な事項は、施設が定める。

16. 適用期日

この実施要項は2019年11月1日より適用する。

附 則（2023年2月20日）

この実施要項は2021年3月1日より改訂適用する。

この実施要項は2022年3月8日より改訂適用する。

この実施要項は2023年3月10日より改訂適用する。